



商業調査票乙

(指定統計第23号)

※審査用	1	2	3	符	号
				※	

※欄は、記入しないこと。
○欄は、都道府県で記入すること。

○欄は、市区町村で記入すること。

通商産業省

321 この調査票は、常用労働者を使用していない個人商店に使用する。
この調査票の1.商店名、2.商店所在地および4.業名については、池田調査名簿のそれぞれの該当項目に記入したものを転記すること。
記入にあたっては、前面の記入注意を必ず参照すること。

番 号	1 商店名 定まつた名称がない場合は、事業主の氏名を記入すること。	2 商店所在地 大字名、丁目および番地を記入すること。	3 従業者数 (昭和29年9月1日現在) この商店の仕事に、実際従事している事業主ならびに主として従事している家族従業者および臨時、日雇の労働者の数を記入すること。事業主が含まれている場合は、男女のいずれかの数字に○をつけること。					4 業名 業名分類表により記入すること。	5 商品販売額等 昭和29年8月1日より31日までの1ヵ月間の実績				6 商品手持額の 商品販売額に対する割合 昭和29年9月1日現在の手持額が昭和29年8月1ヵ月間の販売額の何割にあたるか。	※ 業態および業種番号		
			事業主および家族従業者			臨時、日雇の労働者			卸	小	合	計		手数料、 その他のサービス料	業	種
			男	女	計	人	人									
1													※			
2													※			
3													※			
4													※			
5													※			
6													※			
7													※			
8													※			
9													※			
10													※			
11													※			
12													※			
13													※			
14													※			
15													※			
16													※			
17													※			
18													※			
19													※			
20													※			
合	計	商店数											※			
郡市区名	市区町村名	市区町村番号	調査区番号	調査実施月日	月	日から	月	日まで	備考	調査日	市区町村	なり印	なり印			

通商産業省保存用

乙 調査 (面接調査) 実施上の注意

1 一般的注意

- (1) 調査員は(以下「調査員」という。)は所定地区内の準備調査を実施すると同時に、乙調査の対象となる商店について、その都度申告義務者に所定事項を質問し、聞きとつた結果をこの商業調査票乙(以下「調査票乙」という。)の所定欄に調査員みづから記入すること。
- (2) 調査票乙は複記式である関係上、調査員が申告義務者の面前で記入する場合、すでに記入された他の申告義務者に関する調査事項が直接他人の目に触れるおそれがあるから、調査員は申告義務者の迷惑の防止のため、この点には格別の注意を払うこと。
- (3) 調査員は、この調査票乙によつて申告した商店の個々の調査事項の秘密は統計法および商業統計調査規則によつて保護されるものであり、決して徴税、その他個々の業者の利害関係に影響を及ぼすような目的には使用されないことを、特に申告義務者に説明し、正確な申告を得るよう努めること。
- (4) この調査票乙は2部作成すること。そのうち1部は「都道府県保存用一青インク刷り」他の1部は「通商産業省保存用一黒インク刷り」の用紙を使用すること。
- (5) この調査票乙は1商店について1行を用い、20商店まで記入できる。従つて、1調査員の受付対象商店数が、20を越える場合は、2枚以上の調査票乙を使用し、補助紙を用いたり、行を分割して記入したりしないこと。
- (6) 数字は1、2、3のようにアラビア数字を用いること。金額は、必ず円単位とし、円未満の端数は切捨てること。
- (7) 調査員は、乙調査が完了した際、準備調査名簿とのつき合せ検査を行い、記入漏れがないかどうかを検査した上で、この調査票1枚ごとに(1調査員がこの調査票乙を2枚以上使用した場合にも通計でなく1枚ごとに)合計各欄を計算記入し、調査実施月日を記入した上、なつ印して、準備調査名簿とともに直ちに市町村長に提出すること。
- (8) 準備調査名簿によつて休業とされた商店についても、商店名、所在地および可能であれば休業した時の従業員数、業名を記入し、備考欄に商店番号と何時より休業したかを、明記すること。

2 調査事項の記入注意

(1) 項目3「従業員数」

この欄に記入する従業員数は、その店の業務に実際に従事している個人事業主および主として従事している家族従業員(個人事業主と生計を共にしている同居の親族を含む。)ならびに臨時、日雇の労働者である。したがつて、名簿だけで実際にはその店の業務に従事していない事業主ならびに主として家事に従事している家族従業員および臨時、日雇の労働者は含めないこと。臨時および日雇の労働者とは、30日未満の期間を定めて雇われる者および日々雇われる者をいう。「主として」の決定は、業務に従事する時間と他り仕事に従事する時間の長さによること。

(2) 項目4「業名」

- イ. 業名は、商業調査員提要中の業名分類表によつて記入すること。
- ロ. 業名は卸売業部門および小売業部門に分け、それぞれ部門内の区分に従つて記入すること。なお卸売と小売を兼ねている場合は、過去1ヵ年間に於ける販売額の多いものによつて、該当する部門を決め、その部門内の該当業名を記入すること。
- ハ. 卸売業者または小売業者がそれぞれの部門内で、2つ以上の業種を兼ねている場合は、過去1ヵ年間に於ける販売額の多い順にその業名を記入すること。
- ニ. 製造小売業の場合は業名分類表により業名を記入するほか、備考欄にその商店番号と、製造小売業である旨を明記すること。

(3) 項目5「商品販売額等」

商品販売額等は、昭和29年8月1日から31日までの1ヵ月間に販売した商品について卸売金額お

よび小売金額ならびに手数料その他のサービスの区分によつて記入すること。

イ. 商品販売額(卸売、小売別)

- (1) 掛売代金は販売額の中に算入すること。
- (2) 別賦販売の場合は商品を相手方に引渡した時を販売済とみなして、その販売商品の金額を記入すること。
- (3) 自家消費の分はその金額(その商品の販売価格で評価した金額)を販売額に含めること。
- (4) その店が商品の販売を他に委託している場合には、委託先よりその販売代金を受取つたとき、または販売済の通知があつたときに、その金額をその店の販売額に含めて記入すること。その店が商品の販売の委託を受けている小売業の場合には、その受託品の販売金額をもその店の販売額に含めて記入すること。

ロ. 手数料、その他のサービス料

手数料、その他のサービス料欄には、次に掲げるようなサービス料収入を記入すること。

- (1) 代理店および仲立業の手数料または口銭等
- (2) 商品を販売するかたわら商品販売に附帯して修理またはサービスを営んでいる店のサービス料。たとえば、時計屋の時計の修理料、墨屋の墨の返返し賃、ふとん屋の綿の直し賃等

(4) 項目6「商品手持額の商品販売額に対する割合」

この項には、昭和29年8月1日から31日までの1ヵ月間の販売額に対する9月1日現在の商品の手持額の割合を記入すること。

イ. 商品手持額は、その店が販売する目的で所有している調査日現在(昭和29年9月1日)の手持商品の額であり、手持額の評価は、仕入原価によること、ただし、仕入原価で評価困難な場合は、時価または販売価格のいずれによつてもよい。

ロ. 営業倉庫または他の場所にある自家倉庫、置場等に保管している商品も商品手持額に含めること。

ハ. 製造小売業および飲食店で所有している原材料は含めないこと。

ニ. 買入れた商品が調査日現在において輸送中であつたり、まだ売手の手元にある場合でも、これを商品手持額とすること。

ホ. その店が商品の販売を他に委託している場合、その商品(委託品)はその店(委託者)の商品手持額には含めないこと。

また、その店が商品の販売を他から委託されている場合、その商品(受託品)はその店(受託者)の商品手持額に含めて記入すること。

3 都道府県および市町村に対する注意

(1) 番号のつけ方

- イ. 市(区)町村番号(都道府県で記入すること。)市(区)町村番号は、各都道府県において通常用いている市(区)町村の行政序列により一連番号をつけること。
- ロ. 調査区番号(市(区)町村で記入すること。)調査区番号は、各市(区)町村において当該市(区)町村内の調査区に一連番号をつけること。

(2) 市区町村におけるこの調査票の取扱方

- イ. 調査票乙は「通商産業省保存用一黒インク刷り」および「都道府県保存用一青インク刷り」をそれぞれ同じ枚数ずつ調査員に配布すること。
- ロ. 調査票乙にはあらかじめ郡市区名を記入して調査員に配付すること。
- ハ. 調査員から受理した調査票乙については準備調査名簿とのつき合せ検査を行い、誤りがあれば訂正し、かつ、調査区番号を記入した上、所定欄に主任者がなつ印すること。
- ニ. この調査票乙は都道府県に10月1日までに提出すること。